

岩手県告示第304号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年5月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林の所在場所 九戸郡野田村大字野田第10地割字中沼18の4

2 指定の目的 潮害の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び野田村役場に備えておいて縦覧に供する。